

令和 6 年第 4 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目 次

議 案

第2号	長門市地域交流プラザ条例	・・・1
第3号	長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例	・・・3
第4号	長門市公民館条例の一部を改正する条例	・・・4
第5号	長門市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例	・・・5

長門市地域交流プラザ条例

1 趣 旨

市内 8 公民館、分館及び日置農村環境改善センターが、これまで行ってきた事業等に地域づくりを加え、施設の根拠法令を社会教育法から地方自治法第 244 条の施設とするため、必要な事項を定めるもの。なお、既存条例は附則により廃止する。

2 概 要

(1) 目的及び設置（第 1 条関係）

地域住民が主体的に参加し、多様な世代が共に学び、交流する場を提供することにより、生涯学習の推進、地域コミュニティの活性化を促進し、持続可能な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 名称及び位置、分館（第 2 条、第 3 条関係）

名称は「(地域名) + 交流プラザ」とする。

※「プラザ」とは、スペイン語で人の多く集まるところの意となり、交流プラザは、地域住民の交流拠点になることをイメージしている。

(3) 事業（第 4 条関係）

生涯学習及び社会教育の推進に関する事業の他、3 事業を規定。

※三隅交流プラザ、日置交流プラザ及び宇津賀交流プラザについては、既存施設の設置条例により規定されていた「農業及び諸産業の経営改善とその育成に関する事業」を引き続き行えるよう「農林水産業の経営改善とその育成に関する事業」として規定。

(4) 使用料（第 10 条関係）

別表参照（長門市使用料徴収条例（平成 17 年条例第 63 号）の該当規定は廃止する。）。

※中央公民館、市民活動支援センター、長門市保健センター 3 館の貸出する施設を「長門市中央交流プラザ」に統合。

(5) 使用料の減免（第 11 条関係）

使用料の減免を規定し、詳細は施行規則で規定する。

(6) 運営協議会（第 15 条関係）

公民館運営審議会に代わる運営協議会を設置する。

(7) 指定管理による管理（第 16 条から第 20 条関係）

交流プラザを指定管理できるよう必要な条文を規定。

（仙崎公民館、俵山公民館は引き続き指定管理者による管理を行う）

3 施行日

令和7年4月1日

※附則により、関係条例の廃止や一部改正を規定。

長門市役所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

仙崎公民館の老朽化による近隣地への建替えに伴い、同館内出張所機能も移転し、地域住民の利便性の維持を図る。

2 改正の内容

仙崎公民館建替えに伴う住所地番の変更（第2条関係）

【改正前】長門市仙崎 1374 番地

【改正後】長門市仙崎 2000 番地

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

長門市公民館条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

仙崎公民館の老朽化による近隣地への建替えに伴い、公民館機能を移転し、地域住民の生涯学習の拠点と交流の場を提供する。

2 改正の内容

- ・仙崎公民館の建替えに伴う住所地番の変更（第2条関係）

【改正前】長門市仙崎 1374 番地

【改正後】長門市仙崎 2000 番地

- ・仙崎公民館の室名及び利用料金の変更（別表〔第18条、第20条関係〕）

【改正後】（1時間につき）

室名	利用料金
会議室1	300円
会議室2	500円
/	
調理実習室	350円
室名	冷暖房利用料金
会議室1	100円
会議室2	200円
/	
調理実習室	100円

【現行】（1時間につき）

室名	利用料金
会議室	150円
講堂	600円
和室	350円
調理実習室	350円
室名	冷暖房利用料金
会議室	50円
講堂	150円
和室	50円
調理実習室	/

3 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

長門市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新規制定で議案提出する長門市地域交流プラザ条例により、市民活動支援センターの貸館施設を中央交流プラザへ統合することから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 市民活動支援センターを構成する施設を活動支援・交流スペースのみとする（第3条関係）。
- (2) 市民活動支援センターは使用申請等の手続きを経ることなく誰でも使用可能とするが、大人数の会議等で貸切使用したい場合は、許可制とする（第7条関係）。
- (3) 市民活動支援センターについては、使用料を徴収しないことから、使用料徴収に係る条項等を削除する（第11条、第12条、第13条、第21条、第22条及び別表関係）。

3 施行期日

令和7年4月1日